

提 案 書

(地震防災対策の充実強化)

平成25年7月

九都縣市首脳会議

平成25年7月

九都県市首脳会議

座長	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	猪瀬直樹
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	川崎市市長	阿部孝夫
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	加山俊夫

首都圏における地震防災対策の充実強化等

東日本大震災は東北地方だけではなく、首都圏においても住宅やライフライン、農地などに深刻な被害をもたらした。また、鉄道が運行を停止したことにより大量の帰宅困難者が発生し、迅速で正確な情報提供や一時滞在施設の確保・誘導など様々な課題が顕在化した。

首都直下地震についてはかねてから切迫性が指摘されていたが、最新の知見によれば、従来の想定を上回る被害が発生するとされている。我が国の政治・経済の中心である首都圏が、ひとたび、そのような大地震に見舞われた場合には、住民の生命、財産はもとより、社会のあらゆる分野に甚大な被害が生じ、国際社会にも重大な影響が及ぶことになる。

そこで、首都直下地震等による被害を軽減するとともに首都中枢機能を維持するためには、今回の震災の教訓を踏まえつつ、地震防災対策の一層の充実強化を図る必要がある。また、対策を迅速かつ的確に実施していくためには、国と九都県市が協働していくことが不可欠である。よって、下記事項について提案する。

記

- 1 高層建築物への長周期地震動対策を早急に取りまとめ、建物所有者等へ対策を講じるよう要請するとともに、必要な支援策もあわせて検討し、実効性を担保すること。
- 2 首都直下地震に関する応急対策活動の具体計画の策定や検討にあたっては、国の役割を明確にした上で、自治体や関係機関等の意見を十分に尊重すること。
- 3 帰宅困難者対策の一環として一時滞在施設の確保を推進していくため、下記の事項に取り組むこと。

- (1) 国の庁舎及び関係機関の所有または管理する施設について、発災時に、市区町村又は都県からの要請を受け、又は自主的に、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できるようにすること。
- (2) 「発災時の損害賠償責任が事業者には及ばない制度」の創設を、早期に実現すること。
- (3) 一時滞在施設に協力をした民間事業者の負担を軽減するため、民間事業者が負担した費用に対して、災害救助法による支弁を受けられることを明確にすること。
- (4) 一時滞在施設に協力をした民間事業者に対する、法人税の軽減などの税制措置を行うこと。

4 被災者の生活再建支援の根幹となる被害認定調査について、被災自治体間で不均衡を生じさせることなく調査を迅速かつ公正に実施するため、国が主体となって人材育成の機会を充実するなど、全国的な支援体制を構築すること。

5 平成 23 年度に実施された緊急防災・減災事業は、平成 25 年度まで継続されているが、津波浸水区域内にある公共施設等の移転、津波避難施設や避難路の確保、避難所の防災機能の強化等については、計画から実施完了まで長期間を要することから、平成 26 年度以降も事業を継続すること。

6 首都直下地震等の大規模災害が発生した際に、国と地方の関係機関が連携して、被災地への支援が迅速に実施できるよう、首都圏と東北・北陸・中部・関西各方面との高速道路の JCT 等、交通の結節点周辺や空港、港湾周辺等に複数の基幹的広域防災拠点を整備すること。

とりわけ、関西圏・中部圏との結節点である相模原市と横浜市の次の 2 か所については、熟度が高いと考えられることから、国においても十分に検討されたい。

- ・八王子 JCT 周辺（相模原市 相模総合補給廠の一部）
- ・横浜町田 IC 周辺（横浜市 上瀬谷通信施設の一部）